

## 議案第183号

### 大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中野外卓の項を削り、同表陸上競技場の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

別表第2 中

「鶴見緑地野外卓

長居陸上競技場」

を

「長居陸上競技場」

に改める。

別表第4 2 代行施設の利用料金の表中野外卓の項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 大阪市公園条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項の改正規定中「鶴見緑地野外卓、」を削り、「鶴見緑地野外卓等」を「鶴見緑地球技場等」に改め、同条第8項及び第9項の改正規定中「鶴見緑地野外卓等」を「鶴見緑地球技場等」に改める。

第16条の2第1項及び第2項、第25条第4項並びに別表第4 1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金の表の改正規定中「鶴見緑地野外卓等」を「鶴見緑地球技場等」に改める。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則第2項中「、鶴見緑地野外卓」を削る。

令和元年11月29日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

鶴見緑地野外卓を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

傍線は削除  
太字は改正

大阪市公園条例(抄)

別表第1(第9条関係)

種類及び名称		位置	供用日	供用時間
野外卓	鶴見緑地野外卓	鶴見緑地 内	3月1日から11月 30日まで(月曜日 (その日が国民の 祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号)に規定する 休日(以下「休日」 という。)に当たる ときはその翌日)を 除く。)	午前10時から午後 9時まで
陸上競 技場	省 略 省 略	省 略	1月5日から12月 27日まで(月曜日 (その日が国民の 祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号)に規定する 休日(以下「休日」 という。)に当たる ときはその翌日)を 除く。)	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

別表第 2 ( 第 9 条関係 )

鶴見緑地野外卓

省 略

別表第 4 ( 第16条の 2 関係 )

1 省 略

2 代行施設の利用料金

種別	単位	利用料金	会費又は入場料を徴収する 場合の利用料金
野外卓	1 台 1 回 ( 2 時間以内 )	1,000円	
省 略	省 略	省 略	省 略

大阪市公園条例の一部を改正する条例(平成31年大阪市条例第40号)(抄)

大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「附する」を「付する」に改め、同条第6項中「大阪城公園」を「大阪城公園又は鶴見緑地」に改め、同条第7項中「又は」を「若しくは」に、「において」を「又は鶴見緑地野外卓、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール(以下「鶴見緑地野外卓等」という。)において」に改め、同条第8項

中「)及び」を「)」、同条の規定により鶴見緑地の管理を行うもの(以下「鶴見緑地の指定管理者」という。)」に、「は、前2項」を「又は同条の規定により鶴見緑地野外卓等  
鶴見緑地球技場等

の管理を行うもの(以下「鶴見緑地野外卓等の指定管理者」という。)は、前2項」に、  
鶴見緑地球技場等

「第1項及び」を「第1項若しくは」に改め、同条第9項中「又は」を「、鶴見緑地の指定管理者、」に、「指定管理者に」を「指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者  
鶴見緑地球技場等

に」に改める。

省 略

第16条の2第1項中「又は代行施設の」を「、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の」に、「若しくは大阪城野球場等」を「、鶴見緑地、大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外  
鶴見緑地球技

卓等」に改め、同条第2項中「又は第7項」を「若しくは第7項」に、「又は第3項」を  
場等

「若しくは第3項」に、「又は大阪城野球場等」を「、鶴見緑地、大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等」に、「並びに」を「又は」に、「又は代行施設」を「、鶴見緑地の  
鶴見緑地球技場等

指定管理者又は代行施設」に改め、同条第3項中「又は」を「、鶴見緑地の指定管理者又は」に改め、同条第6項及び第8項中「及び代行施設」を「、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設」に改め、同条第9項中「及び」を「、鶴見緑地の指定管理者又は」に改め、同項第1号中「大阪城公園」を「大阪城公園、鶴見緑地」に改め、同項第2号中「大阪城公園又は」を「大阪城公園、鶴見緑地又は」に、「指定管理者又は」を「指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は」に改める。

第25条第2項中「指定管理者」を「指定管理者又は鶴見緑地の指定管理者」に、「及び」を「又は」に改め、同条第4項中「指定管理者」を「指定管理者又は鶴見緑地野外  
鶴見緑地球技

卓等の指定管理者」に、「及び」を「又は」に改める。  
場等

別表第4 1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占有する場合の利用料金の表中「又は大阪城野球場等」を「、鶴見緑地、大阪城野球場等又は鶴見緑地野外卓等」に改める。  
鶴見緑地球技場等

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和2年4月1日

当該各号に定める日から施行する。

(1) - (2) 省 略

(準備行為)

- 2 鶴見緑地(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)、鶴見緑地野外卓、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール及び水の館ホールに係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他

の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 省 略